

別表

行動関連項目	0点	1点	2点
6-3-1	1. 独自の方法によらずに意思表示ができる。	2. 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。	3. 常に、独自の方法でないと意思表示できない。
6-4-1	1. 日常生活において、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。	2. 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できないことがある。	3. 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できない。
7のツ	1. ない 2. ときどきある	3 A. 週1回以上	3 B. ほぼ毎日
7のチ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のニ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のヌ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
7のノ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日(ほぼ外出のたび)
7のハ	1. ない 2. 希にある 3. 週に1回以上	4. 日に1回以上	5. 日に頻回
7のヒ	1. ない 2. 希にある 3. 週に1回以上	4. 日に1回以上	5. 日に頻回
7のフ	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	4. 週に1回以上	5. ほぼ毎日
てんかん発作の頻度(医師意見書による。)	1. 年に1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

○厚生労働省告示第五百四十四号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第五十条第一項第四号及び第二十五条第二項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第四条第一項第一号イ③、第五条第二項及び附則第四条第一項、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)第十二条第一項第五号及び第九十条第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)第十一条第一項第二号イ③、第十二条第二項及び附則第四条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等  
一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。(第五十条第一項第四号)に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)以下「指定障害者支援施設基準」という。(第四条第一項第一号イ③)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)以下「障害福祉サービス基準」という。(第十二条第一項第五号)に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)以下「障害者支援施設等基準」という。(第十一条第一項第二号イ③)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「サービス管理責任者」と総称する。)

イ サービス管理責任者は、(1)から(6)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(二) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにcからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)(b)あること。

a i からviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という)その他これに準ずる業務に従事した期間

i 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」という。(第七十七条第一項及び第七十八条第一項)に規定する地域生活支援事業 法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業 法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者相談支援事業(昭和二十四年法律第百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業 法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 ii 児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項